

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 2月24日
【会社名】	株式会社ホットランド
【英訳名】	HOTLAND Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐瀬 守男
【本店の所在の場所】	東京都中央区新富一丁目 9 番 6 号
【電話番号】	03 ( 3553 ) 8118
【事務連絡者氏名】	経営管理本部本部長 高橋 謙輔
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新富一丁目 9 番 6 号
【電話番号】	03 ( 3553 ) 8118
【事務連絡者氏名】	経営管理本部本部長 高橋 謙輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 - 1 )

## 1【提出理由】

当社は、平成27年2月20日開催の取締役会において、平成27年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるコールド・ストーン・クリーマリー・ジャパン株式会社（以下、「CSCJ」といいます。）が営むアイスクリーム外食事業を、当社に承継させることを決議し、同日、同社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	コールド・ストーン・クリーマリー・ジャパン株式会社
本店の所在地	東京都中央区新富一丁目9番6号
代表者の氏名	代表取締役社長 石原 一裕
資本金の額	50,000千円
純資産の額	117,677千円
総資産の額	1,206,697千円
事業の内容	アイスクリーム等の製造・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
売上高	2,592,034千円	2,778,811千円	2,649,005千円
営業利益又は営業損失（ ）	74,039千円	17,208千円	28,352千円
経常利益又は経常損失（ ）	89,718千円	2,127千円	43,269千円
当期純利益又は当期純損失（ ）	241,402千円	4,455千円	277,520千円

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
株式会社ホットランド	100

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社の100%出資の子会社であります。
人的関係	当社より取締役及び監査役を派遣しております。
取引関係	当社からCSCJへの貸金の貸付があります。

### (2) 当該吸収分割の目的

CSCJの中核事業であるアイスクリーム外食事業を、当社に統合することにより、経営資源の集約を行い、当社グループの総合力を発揮しつつ、当社の成長戦略実行の推進を目指し、同社との間で吸収分割契約を締結することといたしました。

### (3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容及びその他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を承継会社として、当社の100%子会社であるCSCJを分割会社とする吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

分割会社であるCSCJは、当社の完全子会社であることから、当該吸収分割に関して新株式の発行及び金銭等の交付はありません。

その他の吸収分割契約の内容

- ） 吸収分割の日程  
吸収分割契約承認取締役会（当社及びCSCJ） 平成27年 2月20日  
吸収分割契約締結 平成27年 2月20日  
吸収分割承認時株主総会（当社及びCSCJ） 平成27年 3月27日  
吸収分割効力発生日 平成27年 4月 1日（予定）

）その他の内容

当社とCSCJとの間で平成27年 2月20日に締結しました吸収分割契約書の内容は以下のとおりです。

### 吸収分割契約書（写）

東京都中央区新富一丁目 9 番 6 号に本店を有するコールド・ストーン・クリーマリー・ジャパン株式会社(以下「甲」という。)及び東京都中央区新富一丁目 9 番 6 号に本店を有する株式会社ホットランド(以下「乙」という。)は、甲の本事業(第 1 条に定義する。)に関して有する権利義務を乙に承継させること(以下「本吸収分割」という。)に関し、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

#### 第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本吸収分割の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)をもって、吸収分割の方法により、甲の営むアイスクリーム外食事業(以下「本事業」という。)に関して有する第 2 条所定の権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

#### 第 2 条（承継する権利義務）

1. 本吸収分割に際し、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「本承継対象権利義務」という。)は、本効力発生日における、本事業に関する別紙記載の権利義務とする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、全て重疊的債務引受の方法による。ただし、この場合における最終的な負担者は、乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。
3. 本承継対象権利義務に含まれない債務又は義務につき、乙が債権者又は権利者である第三者からの請求に応じてその履行その他の負担をしたときは、乙は甲に対してその負担の全額について求償することができる。

#### 第 3 条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、甲に対し、本吸収分割に際して、本承継対象権利義務の対価を交付しないものとする。

#### 第 4 条（増加すべき乙の資本金及び準備金）

本吸収分割により増加すべき乙の資本金、資本準備金及び利益準備金は、以下の額とする。

資本金	0 円
資本準備金	0 円
利益準備金	0 円

#### 第 5 条（効力発生日）

本効力発生日は、平成27年 4月 1日とする。ただし、本吸収分割の手の進行等に応じて本効力発生日を変更する必要がある場合には、甲及び乙は、協議の上、合意により、本効力発生日を変更することができる。

#### 第 6 条（分割承認決議）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって本契約の承認を受けなければならない。

#### 第 7 条（公租公課、費用等の精算）

本吸収分割により甲から乙に承継する資産に賦課される公租公課、並びに当該資産に係る賃料、ガス、水道、電気、通信その他の費用及び保険料については、日割計算により、本効力発生日の前日までの期間に対応する部分は甲の負担とし、本効力発生日以降の期間に対応する部分は乙の負担とする。

#### 第 8 条（本契約の変更等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、本事業又は本承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、協議の上、合意により、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

#### 第 9 条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める株主総会決議及び法令に定める監督官庁の承認を得ることができなかつた場合は、効力を失うものとする。

#### 第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は誠実に協議の上、合意によりこれを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

平成27年2月20日

（甲）

コールド・ストーン・クリーマリー・ジャパン株式会社  
東京都中央区新富一丁目9番6号  
代表取締役社長 石原 一裕

（乙）

株式会社ホットランド  
東京都中央区新富一丁目9番6号  
代表取締役社長 佐瀬 守男

#### （別紙）

##### 承継権利義務等の明細

#### 1. 資産

##### （1）流動資産

本事業に属する製品、貯蔵品等その他の流動資産。

##### （2）固定資産

本事業に属する有形固定資産、無形固定資産、及び敷金等の投資その他の資産。

（3）以上のほか、本事業に属する全ての資産のうち、甲及び乙が合意したもの。

#### 2. 債務

##### （1）流動負債

本事業に属する短期借入金等その他の流動負債。

##### （2）固定負債

本事業に属する長期借入金等その他の固定負債。

#### 3. 雇用契約以外の契約

本事業に属する売買契約その他本事業に係る一切の契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

#### 4. 雇用契約

本事業に主として従事する従業員（嘱託社員、契約社員及び臨時従業員を含む。）に係る労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

5. 知的財産権

本事業に属する特許権、商標権その他の知的財産権及びノウハウの一切。

6. 許認可等

甲が本事業に関して取得している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

以上

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠  
該当事項はありません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ホットランド
本店の所在地	東京都中央区新富一丁目9番6号
代表者の氏名	代表取締役社長 佐瀬 守男
資本金の額	1,630,569千円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	「たこ焼」「たい焼」の製造販売業のフランチャイズ事業および店舗展開